

## 館林市の介護保険料（令和6年度～8年度）

基準額をもとに、所得に応じた負担になるように、13段階の保険料に分かれます。

所得段階	世帯課税	本人課税	対 象	保険料 (年額：円)
第1段階	非課税	非課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給者</li> <li>老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方</li> <li>世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方</li> </ul>	20,500
第2段階			世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	34,900
第3段階			世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	49,300
第4段階			世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の方	61,900
第5段階			世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	72,000
第6段階	課税	課税	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	82,800
第7段階			本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上210万円未満の方	93,600
第8段階			本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	111,600
第9段階			本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	129,600
第10段階			本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	136,800
第11段階			本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	151,200
第12段階			本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	165,600
第13段階			本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	172,800

※所得段階が第1～第3段階の方は、公費による負担軽減後の保険料額となっています。

### ●合計所得金額

「収入」から「必要経費など」を控除した金額の合計です。所得段階が第1～第5段階の方は、公的年金等に係る雑所得を控除した後の金額を用います。分離譲渡所得がある方は、それら特別控除額を控除した後の金額を用います。

### ●課税年金収入額

公的年金のうち、国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額です。

障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。